

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-110 速度計等</b></p> <p><b>7-110-1 装備要件</b></p> <p>(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、7-110-2の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、7-110-2の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係)</p> <p><b>7-110-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 7-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 148 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>① 速度が km/h で表示されないもの</p> <p>② 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの(保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。)、又は運転者をげん感させるおそれのあるもの</p> <p>③ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの</p> <p>④ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの</p> <p>(2) 次の各号に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 148 条第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</p> <p>(3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 148 条第 3 項関係)</p>	<p><b>8-110 速度計等</b></p> <p><b>8-110-1 装備要件</b></p> <p>(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、8-110-2の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、8-110-2の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係)</p> <p><b>8-110-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 8-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 226 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>① 速度が km/h で表示されないもの</p> <p>② 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの(保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。)、又は運転者をげん感させるおそれのあるもの</p> <p>③ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの</p> <p>(2) 速度計の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 2 項関係)</p> <p>(3) 8-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。</p> <p>② 走行距離計が表示する距離の数値は1の位から10万の位の6桁(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては5桁)以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕 二輪自動車及び側車付き二輪自動車     └1,111km それ以外の自動車     └└1,111km</p> <p>(4) 次の各号に掲げる走行距離計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第148条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計</p> <p><b>7-110-3 欠番</b></p> <p><b>7-110-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、7-110-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第54条第1項関係)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-110-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第54条第4項)</p> <p>① 平成29年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成29年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 平成29年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車と速度及び走行距離の表示にかかわる性能が同一であるもの</p> <p><b>7-110-5 従前規定の適用①</b></p> <p>平成18年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。(適用関係告示第54条第1項及び第2項関係)</p> <p><b>7-110-5-1 装備要件</b></p> <p>(1) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、速度計を備えなければならない。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、原動機の回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)</p> <p>(2) 自動車(軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)</p> <p><b>7-110-5-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>① 速度がkm/hで表示されないもの</p> <p>② 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの</p>	<p>① 走行距離計が表示する距離の数値は1の位から10万の位の6桁(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては5桁)以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕 二輪自動車及び側車付き二輪自動車     └1,111km それ以外の自動車     └└1,111km</p> <p>(4) 走行距離計の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第226条第4項関係)</p> <p><b>8-110-3 欠番</b></p> <p><b>8-110-4 適用関係の整理</b></p> <p>7-110-4の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>いもの（保安基準第56条第1項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの</p>	
<p>③ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの</p>	
<p>④ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの</p>	
<p>(2) 次に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	
<p>① 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計</p>	
<p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計</p>	
<p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計</p>	
<p><b>7-110-6 従前規定の適用②</b></p>	
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第54条第4項)</p>	
<p>① 平成29年8月31日以前に製作された自動車</p>	
<p>② 平成29年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p>	
<p>ア 平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p>	
<p>イ 平成29年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と速度及び走行距離の表示にかかわる性能が同一であるもの</p>	
<p><b>7-110-6-1 装備要件</b></p>	
<p>(1) 7-110-1 (1) に同じ。</p>	
<p>(2) 自動車（平成20年9月30日以前に製作された軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、走行距離計を備えなければならない。</p>	
<p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。</p>	
<p><b>7-110-6-2 性能要件（視認等による審査）</b></p>	
<p>(1) 7-110-2 (1) に同じ。</p>	
<p>(2) 7-110-2 (2) に同じ。</p>	